行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　井上超由／編集人　奥野慎太郎
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL(077)525-0360・FAX(077) 528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/

コーディネーターとしての行政書士

滋賀県行政書士会 副会長　鹿内 美恵子

新年もいつのまにか過ぎ、気が付くと立春の季節となりました。この時期は建設業の市町の入札参加資格審査申請の時期でもあり、忙しくされている会員の方も多いのではないでしょうか。1年が過ぎるのは誠に早く、「この時期はこの業務に」と忙殺されている間に、気が付くとまた次の1年になっているように思えます。

さて、私たち行政書士のほとんどは個人事業を営む者であり、他の事業者同様、ただ待っていても業務が来ないことは十分に認識されているところです。また、行政書士は守備範囲が非常に広いですので、漠然と業務を行い、下手な鉄砲を撃っていればそのうち当たるだろう的な発想では、いつまでたっても貧乏暇なし状態から抜け出せません。そこで本稿では、近年注目を浴びている二つのキーワードで考えてみました。

◆民泊

これは外国人旅行者の増加と、Airbnbのようなマーケットプレイスの台頭により近年注目を集めている事業で、旅館業法上は「簡易宿所営業」に分類される許可申請です。多くは民家として利用していた建物を、用途変更により宿泊施設に変える業態です。当然営業許可申請は行政書士の独占業務でありますが、旅館業法のみを見た場合、特段専門性が高いとは思われません。しかしながら、たとえばこれを「空き家」、「シャッター商店街」、「古民家活用」というキーワードと組み合わせると、提案の幅が広がります。さらに今年6月に施行される「住宅宿泊事業法（民泊新法）」も組み合わせると、用途変更が困難と思われる物件についての利活用も含めて提案することができるようになります。

「空き家」については、これも昨今問題となっているところですが、この分野において行政書士の参入を考えるとき、戸籍調査などの官からの業務受託はさておき、営業許可申請（＝商売）を行う行政書士ならではの関わり方が見えてくるでしょう。他士業との競合を考えるとき、業務拡大にばかり目を向けることなく「棲み分け」、「差別化」による生き残りを図ることもまた必要と考えます。

この民泊（に限ったことではありませんが）の申請ですが、許可申請のために実に多くの法令が関わってくることがわかります。旅館業法はもとより建築基準法、都市計画法、食品衛生法、消防法、これに付随する条例と枚挙にいとまがありませんが、他の風俗営業や飲食店営業など建築物が絡む許可申請と大きく違う点は、申請にかかる物件が「民家」であるということでしょう。

この物件を民家から簡易宿所（民泊）として生まれ変わらせるためには、自らも関係法令の十分な条文の読み込みは必須ですが、他の資格者、工事関係に精通した事業者との協働も欠かせません。申請者が望むことは、速やかで確実、かつ自らの負担の少ない手続きです。であれば、行政書士が一貫して窓口となり申請を進めることは、顧客の利便に通じます。さらに、これらのために必要な「法人設立」、「約款（契約書）の作成」などが付随して行われるのであれば、自らの専門業務として、その後の顧客との関係を継続する切り口となるでしょう。このコーディネーターたる役割こそが、「取扱業務の幅が広い（広すぎる）」行政書士の強みと考えます。

◆終活

この終活も、最近少し言い古されたとはいえ非常に注目を集めているキーワードです。別の資格者の中でも、終活と言えばエンディングノートというような提案がなされていますが、ここは法律によって定められている制度を中心として話を進めます。

私が自らの業務の中で相談を受けるときに痛感することは、相談者において最大の関心事は、法律、制度ではなく、いかに自分の生活、老後、今後の人生あるいは事業を保全するかという点です。それを達成するためなら、法律や制度の名目は大きな問題ではないということになります。つまり受託者たる我々としては、この法律・制度について相談者にレクチャーしてもあまり意味のないことで、依頼者がどのような環境にあり、何を望んでいるかを十分に把握することが第一歩となります（私自身を含め、新人（時代）によく見られる傾向としては、この虚しい「レクチャー」に注力することが挙げられます）。

この終活に関わるシステムとして「財産管理委任契約」、「任意後見制度」、「成年後見制度（法定）」、「遺言」、「民事信託」が考えられます。よりよい「終活」を推し進めるには、どの制度をどう組み合わせて利用するか、受託者側のスキルが非常に重要となります。目の前の相談者にどのような制度、またはその組み合わせを提案することがベストか。終活とはすなわち相談者の人生の総括的な色合いが強いですので、受託者が制度を個々の点として理解しても対応できず、それぞれの制度についての十分な実務経験、ひいては人間性までも試されることになります。私はよく、「終活」は人生のコーディネートと言うのですが、各制度のメリット・デメリットを提示し、相談者ごとにカスタマイズを行うこと、これがコーディネーターたる資格者の任務と考えます。これもまた、間口の広い行政書士の強みとすることができるでしょう。

以上二つのキーワードについて、私なりの考えを述べました。

ここで当然のことながら忘れてはいけないのは、いずれにしても不断の勉強を怠ってはならないということです。全ての基本はまずは条文にあり、この読み込みが土台となります。また、行政書士には踏み込めない領域もあります。安易なコンサルタントを名乗るのではなく、できない部分については他士業と協働するほうが合理的かつ賢明であり、顧客の問題解決に資することができます。さらに他士業からの信頼も得やすくなると考えます。

依頼者に喜んでいただくこと。私たちの喜びは常にそこにあります。行政書士が社会にとってなくてはならない資源となるように、努力は続けていきたいものです。